

総合入院サポート給付金のお支払い 【治療目的】



お支払い
できる場合

血便が出たことにより病院を受診したところ、

**医師より原因を調べるための
検査入院の指示を受け、**

入院した場合

▶身体の異常をきっかけにした**医師の指示による検査入院は「治療を目的とする入院」**に該当するので、入院給付金をお支払いします。



お支払い
できない場合

定期的な健康診断目的で

人間ドックを受けるために入院した場合

▶**「治療を目的とする入院」**に該当しないため、入院給付金をお支払いできません。

解説

- お支払いの対象となる入院は、次のような条件があります。お支払いの対象となる入院かどうかは、主治医の判断のほか、当社において治療内容等を確認のうえ判断する場合があります。
 - ・ 医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念するものであること
 - ・ 治療を目的とする入院であること
- 単に服薬している等の通院でも可能な治療のみの入院や次のような入院は、治療を目的とする入院には該当しないため、総合入院サポート給付金のお支払いの対象とはなりません。
 - ・ 治療処置を伴わない人間ドック検査による入院
 - ・ 美容上の処置による入院
 - ・ 正常分娩による入院（異常分娩による入院はお支払いの対象となります。）
 - ・ 疾病を直接の原因としない不妊手術による入院
 - ・ 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術（提供者と受容者が異なる場合）による入院
- 法令等の改正が行われた場合または医療技術の変化があった場合で、当社が特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、支払事由を変更することができます。
- 睡眠時無呼吸症候群の疑いによる入院や、その診断または検査のための入院をされた場合で、睡眠時無呼吸症候群と医師により診断されなかったときは、総合入院サポート給付金のお支払いの対象とはなりません。
- 責任開始の日からその日を含めて14日以内に発病した14日不担保対象感染症を直接の原因とする入院・手術は、お支払いの対象とはなりません。（14日不担保対象感染症は、当社ホームページでご確認ください。<https://www.taiju-life.co.jp/>）